

# 特急しらゆきグループ利用促進事業委託業務 プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

特急しらゆきグループ利用促進事業

### (2) 目的

特急しらゆきのグループ利用に対し、旅客運賃及び特急料金の一部を助成することにより、新規需要を喚起し、利用拡大を図るとともに、自動車から公共交通への利用転換を促進する。

### (3) 内容

委託仕様書のとおり

### (4) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

## 2 見積限度額

計 22,100,000 円（消費税及び地方消費税含む）

## 3 スケジュール（仮）

募集公示	4月10日（金）
質問の受付期限	4月23日（木）
質問に対する回答	4月28日（火）
プロポーザル参加申込期限	5月7日（木）
応募資格の審査・確認結果通知	5月11日（月）
企画提案書の提出期限	5月13日（水）
審査会	5月中旬（予定）
委託事業者決定	5月中旬（予定）
契約	5月下旬（予定）

## 4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であるこ

と。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

## 5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

別紙様式1「特急しらゆきグループ利用促進事業委託業務プロポーザルに関する質問票」を提出すること。

期 限：令和8年4月23日（木）午後5時

受付場所：「12 問合せ先」に同じ

方 法：電子メール

※ 別途電話により送信した旨を連絡すること。

### (2) 質問に対する回答

令和8年4月28日（火）までに新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

## 6 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

### (1) 参加申込み

別紙様式2「特急しらゆきグループ利用促進事業委託業務公募型プロポーザル参加申込書」を提出すること。

申込期限：令和8年5月7日（木）午後5時（必着）

申 込 先：「12 問合せ先」に同じ

方 法：電子メール

※ 別途電話により送信した旨を連絡すること。

### (2) 応募資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年5月11日（月）までに提案資格の確認結果の通知を行う。

## 7 提案書の作成要領

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書

(ア) 委託仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

#### ① 実施体制

本業務の実施体制及び新潟県鉄道整備促進協議会からの指示・質問や申請事業者等からの問い合わせの対応体制について記載すること。

#### ② 委託業務の実施方法

委託仕様書を踏まえ、以下の委託業務の実施方法について記載す

ること。

- ・ 申請受付業務
- ・ 審査業務
- ・ 支払業務
- ・ 問い合わせ対応
- ・ WEB 申請フォームの構築・運用

③ 助成原資の管理方法

管理及び不正防止の方法やその体制を記載すること。

④ 個人情報の管理方法

申請受付に伴い、個人情報を取り扱うことから、個人情報の管理方法や漏えい防止措置について記載すること。

なお、個人情報の管理等にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を参照すること。

⑤ スケジュール

全体スケジュールについて記載すること。

⑥ 実績

本業務の実施に当たり、有用となると判断される類似業務の実績について、会社及び担当予定者に分けて記載すること。

(イ) 提案書は、A4版を基本とし、表紙に「特急しらゆきグループ利用促進事業委託業務企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 提案書の枚数制限は設けないが、主要なポイント及び記載内容を簡素にまとめること。

(エ) 参加申込者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 別紙様式3「会社概要」

ウ 見積書

見積の総額及び内訳について作成し、代表者名を記載すること。

(2) 提出期限等

期 限：令和8年5月13日（水）午後5時

提出先：「12 問合せ先」に同じ

方 法：電子メールによる提出

※ 別途電話により送信した旨を連絡すること。

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 8 審査要領

(1) 審査方法

ア 審査は書面審査方式とし、審査委員会が提出された提案書について評価基準に基づき審査する。

イ 審査委員ごとに評価点を計算し、2名以上の委員が最高点を付けた提案者を業務委託候補者（以下「候補者」という）として選定する。

ウ 前項において候補者が選定できない場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

エ 前項の方法を用いてなお候補者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を上位の候補者とする。

## (2) 審査基準

次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。なお、合計点が50点未満の場合は、候補者として選定しないことがある。

項目		審査基準	配点
1	業務実施方針 ・理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的は理解しているか</li> <li>・全体の業務設計は合理的であるか</li> <li>・円滑な運営に向けた工夫があるか</li> </ul>	15点
2	業務実施体制 ・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制（人員配置・役割分担）は適切か</li> <li>・業務量に対応できる体制となっているか</li> <li>・類似業務（助成金事務・事務局運営等）の実績はあるか</li> </ul>	20点
3	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付から支払までのフローが明確かつ効率的か</li> <li>・申請受付から支払までの標準処理期間は適切か</li> <li>・審査方法が適切で、不備対応が具体的か</li> <li>・PayPay 支払の実現性・確実性は確保されているか</li> <li>・問い合わせ対応の体制・迅速性は確保されているか</li> </ul>	30点
4	WEB 申請フォーム・情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UI/UX（分かりやすさ・使いやすさ）やスマートフォン対応など申請フォームの利便性は確保されているか</li> <li>・個人情報保護・セキュリティ対策は適切に講じられているか</li> <li>・不正申請防止の仕組み・チェック体制は確保されているか</li> </ul>	20点
5	経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積額は妥当か</li> <li>・業務内容に見合ったコストが計上されているか</li> </ul>	15点
		計	100点

## 9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに通知する。

## 10 契約の締結

新潟県鉄道整備促進協議会は、候補者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、候補者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### ※ 契約に当たっての留意事項

- ・ 契約の締結に際しては、別紙様式4「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。
- ・ 契約に当たっては、候補者の企画提案の内容及び見積金額をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。
- ・ 委託費の支払については、原則として精算払とする。
- ・ 委託業務は、新潟県鉄道整備促進協議会の承認を受けた場合は、第三者に再委託できる。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する経費や提出に関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「特急しらゆきグループ利用促進事業委託業務公募型プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
  - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
  - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
  - ウ 期限後に提案書を提出した者

## 12 問合せ先

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県鉄道整備促進協議会（事務局：新潟県交通政策局交通政策課）

担当：中川・渡邊

電話番号 025-280-5983

FAX番号 025-284-5042

E-Mail [ngt170060@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt170060@pref.niigata.lg.jp)